

介護職員等処遇改善加算にかかわる情報公開

賃金改善を行う賃金項目及び方法

□介護職員処遇改善加算

1. 賃金改善を行う給与の種類
基本給（定期昇給） 賞与（定期昇給に伴う賞与増額分、年度末手当）
2. 賃金改善の根拠となる規程・規則
給与規則の見直し

□介護職員等特定処遇改善加算

1. 経験・技能のある介護職員の考え方
 - ・介護職員として勤続10年以上(他法人における実務経験を含む)
 - ・介護福祉士の資格を有するもの
2. 賃金改善を行う職員の範囲
 - 1 グループ：技能・経験のある介護職員
 - 2 グループ：その他の介護職員
 - 3 グループ：その他の職種
3. 賃金改善を行う給与の種類
手当(夜勤手当の増額分) 賞与（年度末手当）
4. 賃金改善の根拠となる規程・規則
給与規則の見直し

□介護職員等ベースアップ等支援加算

1. 経験・技能のある介護職員の考え方
 - ・介護職員として勤続10年以上(他法人における実務経験を含む)
 - ・介護福祉士の資格を有するもの
2. 賃金改善を行う職員の範囲
 - 1 グループ：技能・経験のある介護職員
 - 2 グループ：その他の介護職員
 - 3 グループ：その他の職種
3. 賃金改善を行う給与の種類
処遇改善手当（毎月支給） 賞与（年度末手当）
4. 賃金改善の根拠となる規程・規則
給与規則の見直し